

「杉並区フレイルサポーターの会」 会則

(名称)

第1条 この会は「杉並区フレイルサポーターの会」と称する。また、略称は、SFSと呼称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、会長宅におく。

167-0051 東京都杉並区荻窪 [REDACTED]

(目的)

第3条 この会は、杉並区民がいつまでも元気に暮らし続けられるために、フレイル予防の活動をするを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 受託事業
2. 自主事業
3. その他この会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 この会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) トレーナー会員 この会の目的に賛同して入会した医療・介護従事者など

(入会)

第6条 入会する正会員は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(年会費)

第7条 正会員は、毎年所定の時期に年会費として3,000円を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(総会の開催)

第9条 この会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後2か月以内に関催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(総会の決議)

第10条 総会の決議は、法令又は別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の会員を代理人として決議を委任することができる。

(役員)

第11条 この会は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計担当 1名
- (4) その他役員 若干名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び会計担当役員は、役員会の決議によって役員の中から選定する。

3 この会は、必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる。その選定は役員会にて行う。

(役員職務及び権限)

第13条 役員は、役員会を構成し、法令及び会則等の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事業年度)

第15条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(令和4年1月19日制定)